

# 北海道電力第91回定時株主総会 共同株主提案議案

2015年4月25日



## 〔第①号議案〕

### 第●号議案 定款一部変更の件

#### ▼議案の内容

以下の章を新設する。

#### 第●章 原子力部門の分社化

第●条 本会社の原子力部門の事業を別途設立する会社にすべて委譲し、以降、本会社においては原子力事業を行わない。

2 前項により設立する会社の経営には、国の関与を求めるものとする。

#### ▼提案の理由

日本の電力業界には、いま改革の波が押し寄せています。来年には電力が全面自由化され、発送電分離も5年後には実施される見通しです。原子力を使わない発電事業者との競合が始まります。

原発再稼働に向け総額1千億円以上の安全対策費をかけている本会社が競争力を保持できるのか大いに危惧されるところです。すでに自由化されている50kW以上の領域で本会社は競争には勝てず、顧客を失っている状況を見ると、本会社の前途に暗雲をみる思いです。

原子力を使わない発電事業者と今後競争して行くには、火力と水力だけのリスクの少ない安全な体制にしなければ競争力を持てない、と考えられますので、原子力部門は切り離して分社化することを提案します。

原子力発電を続けることは、リスクの高い経営であり、一民間企業だけで取り組むのは無理であることは、東京電力(株)の前例が示す通りなので、分社化される新会社の経営には国側の関与も求めるべきです。

(399字)

## 〔第②号議案〕

### 第●号議案 定款一部変更の件

#### ▼議案の内容

以下の章を新設する。

#### 第●章 株主への情報開示

第●条 株主が本会社の帳簿・契約関係書類の開示を請求した際には、本会社はこれに応じる。

#### ▼提案の理由

株主は、株主総会に出席して意見を述べたり、議案を提案する権利を有する。また、株主は会社運営上、役員が会社に甚大な損害を与えた場合、これを指摘する権利を持つ。株主の権利を適正に行使するためには事業報告、計算書類では不十分であり、資産、配当額の計算を裏付ける会社の帳簿、電力料金や資産に関連する契約内容等が開示されなければならない。

特に内容が確かめにくい「原子力環境整備促進資金管理センター」、「日本原燃」、「原子力損害賠償支援機構」などとの詳細な契約条件の開示を求める。

また、監査役、取締役会は電力料金や資産に関連する契約内容等を明示し、自らの役職に怠りがないことを明らかにする義務を負うものとする。

(299字)

## 〔第③号議案〕

### 第●号議案 定款一部変更の件

#### ▼議案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(防災倫理規定について)

第1条の2 本会社は、その所有する発電用原子炉を稼働するか否かの決定にあたり、原子力災害に対する周辺住民の防災・避難の問題に十分に配慮し、以下の本会社独自規定に従うものとする。

- (1) 泊発電所については、その30km圏内において、少なくとも行政による住民の防災避難対策が十分整い、地域内の全住民が、万一の事故の際、施設敷地緊急事態発生から2時間以内に圏外に避難できると実証されるまでは再稼働を行わない。
- (2) 泊発電所については、その30km圏内において、少なくとも全ての医療施設・障がい者施設・社会福祉施設と、これらの協力機関において、万一の過酷事故に備えた避難用車両が完備され、尚且つ、路面状況や利用者の身体的・精神的状況等により、避難が間に合わない場合に備えた、放射性物質除去機能付き換気設備のある耐震性鉄筋コンクリートのシェルターと、10日程度の屋内退避措置に耐える物資の備蓄が行なわれていない場合には再稼働を行わない。

#### ▼提案の理由

原子力災害への対策の責任は原子力施設の立地道府県及び市町村に課せられている。しかし、本会社は泊発電所の稼働により放射性物質を発生させてきた。一企業の営利活動によって、周辺地域の住民の財産権及び命と健康を広範囲に著しく害することは、万一にもあってはならない。稼働の如何に関わらず、泊発電所に核燃料が存在する限り、このことは本会社の倫理的責任である。

泊発電所の事故で放射性物質の大規模な漏えいが生じた場合、周辺の人々が、災害時要配慮者を含め全員、無事に、数時間以内に避難を完了できる確証がない場合、本会社として稼働を決定するのは問題である。故に、本提案に掲げる再稼動に際しての本会社独自の倫理規定が必要である。

こうした規定を他の電力会社に先駆けて設けることは、本会社のイメージ向上にも寄与するであろう。

(349字)

## 〔第④号議案〕

### 第●号議案 定款一部変更の件

#### ▼議案の内容

「第5章 監査役及び監査役会」第36条に以下の第2項を追加する。

- 2 前項の議事録については、株主が適切であるかどうかの判断に資するため、請求株主に監査役会議事録を開示する。

#### ▼提案の理由

日本は北海道を含め少子高齢化が進み、団塊の世代である年金受給者が急増している。本会社は、年金運用に多大な影響がある機関投資家が上位を占めている。年金受給者は、年金運用に大きな関心を持ち本会社の行動を見守っている。年金運用を付託された機関投資家、及び、我々株主も株価評価に敏感で、現状の連続無配当は、看過できない。又、株価の大暴落懸念と責任が及ぶ事（株主代表訴訟）を危惧している。

企業能力を最大限に生かし企業収益を向上させるために、監査役会での議事録を請求株主に情報開示し、多くの株主の多様な知識や経験を利活用して企業価値を高める意見を出しやすくする必要がある。

監査役は、一般株主に代わり取締役、及び、会計業務の妥当性のみならず、『北電グループCSR行動憲章』の経営理念を監査し上記の様な懸念を払拭する責任がある。こうした事から、第36条第2項を追加する事を提案する。

(383字)

## 〔第⑤号議案〕

4/14 北電より「札幌で株主名簿の閲覧が可能になった」との報告があり、脱原発をめざす北電株主の会としての目的が達成されたので、〔第⑤号議案〕を取り下げことにした。

## 〔第⑥号議案〕

### 第●号議案 定款一部変更の件

#### ▼議案の内容

以下の章を追加する。

#### 第●章 議決権個数の正確な計数と臨時報告書への記載

第●条 本会社は総会当日に出席した個別株主の議決権個数を正確に数えて記載した臨時報告書を提出する。

#### ▼提案の理由

この議案は、2014年の株主総会において18.4%(約25万2千個)の賛同を得ています。本会社は招集通知で定時株主総会の参加を呼びかけている。株主総会に当日出席すると、出席者の総会前日までの議決権行使が差し引かれる。総会会場における議案の賛成、反対の議決数は、本会社が把握できたものだけが計数され、その他は賛否の数に算入されていない。その記録は総会後、金融庁に提出される臨時報告書に掲載されている。

特定の株主の議決個数だけが加算され、他は無視される総会議決結果は不公平・不合理であり信頼できない。前日までに大株主などの投票によって議決の結果が明らかだとしても、正確な議決数を報告書に記すべきである。不明数が無視されず正確に計数されれば、我々の株主提案に対する賛同率に反映され、この結果は再提案に必要な賛同率10%を越えるかどうかという判断の際、重要となる。

(378字)

## 〔第⑦号議案〕

### 第●号議案 定款一部変更の件

#### ▼議案内容

以下の章を新設する。

#### 第●章 役員報酬の個別開示

第●条 役員の報酬・賞与その他職務執行の対価として会社から受け取る財産上の利益は個々人別に遅滞なく公表する。

#### ▼提案の理由

この議案は、2014年の株主総会において19.6%(約26万9千個)の賛同を得ています。

株主総会において、役員報酬は毎年、役員の総数に対して総額での金額しか提示されていない。会計はどこまでも透明化が求められる。その明細を明らかにし、株主に対して納得のいく説明を用意すべきと考える。

更に、今年度についても、経営上の悪化を理由に株主配当の見送りが決定され、3年連続の無配となつた。

役員報酬は、経営状況に応じて決めるべきものである。役員報酬の減額もされたと聞くが、経営責任のある役員は全員報酬を現状の半額程度に大幅に減額するのが至当であるところ、一株主の立場としては少なからぬ金額が支給されていると考える。

(300字)